

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和4年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に基づき、知的障がいまたは身体障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の推進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>藤沢市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当認定請求書の受理、認定、認定結果の通知</li> <li>・特別児童扶養手当額改定請求書の受理、内容の審査、額改定結果の通知</li> <li>・特別児童扶養手当所得現況届の受理、内容の審査、審査結果の通知</li> <li>・氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認</li> <li>・特別児童扶養手当証書の返付</li> <li>・未支払特別児童扶養手当請求書の受理</li> <li>・特別児童扶養手当支払通知書の交付</li> <li>・特別児童扶養手当資格喪失届の受理、資格喪失通知書の交付</li> </ul>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 66の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 0466-50-3580

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)66の項(情報提供は神奈川県が行うため、市では該当なし)	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二項番66 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条  (情報提供) 神奈川県が行うため、市では該当なし	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	山縣 章宏	子育て給付課長 岩田 守	事後	
平成30年4月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成30年4月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長 岩田 守	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I-1-③システムの名称	保健福祉総合システム	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム)	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条別表第一項番46 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条	番号法第9条第1項及び別表第一 46の項	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条別表第二項番66 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条  (情報提供) 神奈川県が行うため、市では該当なし	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)66の項	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課	藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3835	0466-50-3580	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	令和2年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	令和2年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月13日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(提供)	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数)	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	









